



中小企業等経営持続化対策事業

新型コロナウイルス感染症の拡大による一時的な業況悪化から資金繰りに支障をきたしている本町の商工業者における事業継続を支援するため追加・上乘せのとして給付金の交付を行います。



対象事業者と給付金額は次のとおりです

対象事業者の区分	給付金額
○中小企業等緊急経営支援事業給付金を受けられた方（5月～7月まで）	法人5万円 個人事業者3万円
○小規模事業者等経営支援事業給付金を受けた方、またはこれから申請する方。（7月～11月まで）	

※小規模事業者等経営支援事業給付金申請がまだの方は、先ず小規模事業者等経営支援事業給付金申請を先に行い、給付が決定したその場でこの給付金（中小企業等経営持続化対策事業）申請を行う事ができません。

申請期間、申請先など

期 間：令和2年8月24日（月）から11月30日（月）まで
場 所：白老町商工会（しらおい経済センター内）
時 間：土日祝日を除く10時00分から16時00分まで

申請に必要な書類は

- ・給付金請求書（様式第1号）をお持ちください。（裏面参照願います）
- ・中小企業等緊急経営支援事業給付金又は小規模事業者等経営支援事業給付金の給付決定通知書を持参願います。手続きの簡素化が図れます。
- ・申請書の記載方法は裏面をご覧ください。

給付金は指定された金融機関に振り込みされます

中小企業等緊急経営支援事業給付金（20万円又は10万円）または小規模事業者等経営支援事業給付金（10万円又は5万円）を振り込んだ金融機関に振り込みいたします。

振り込み先を変更する場合は、給付金請求書（様式第1号）の口座番号等記載欄に記入するとともに、申請者名義の通帳の表面と開いたページ両方のコピーをご用意ください。